

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、
の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
土地改良事業の認可
保安林の指定の解除
解除予定の保安林(三件)
都市計画の変更
開発行為に関する工事の完了
鳥取県指定代理金融機関の店舗名称等の一部改正
- ◇ 選 挙 告 示 選挙管理委員会の招集
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 海 区 漁 調 委 告 示 さざえの採捕の禁止
- ◇ 公 告 消防設備士試験の実施

規 則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号イ(1)の表中「一一二、〇〇〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「九二、〇〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)イの表中「一一、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)ロの表中「七〇〇、〇〇〇円」を「七五八、〇〇〇円」に、「九、六五〇、〇〇〇円」を「九、九一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 改正後の土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則別表第二の規定は、昭和五十五年四月一日以後に移転者等が借り入れた建築資金等について適用し、同日前に移転者等が借り入れた建築資金等については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾産婦人科医院	鳥取市弥生町一三一	昭和五十五年五月十二日
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一五	昭和五十五年五月八日
竹内内 科医院 小児科	鳥取市本町五丁目二〇二	昭和五十五年五月一日

中嶋 医院	米子市道笑町二丁目九七一	"
松田 内科医院 分院	倉吉市伊木一八三	"
徳岡 外科医院	倉吉市八屋一七七―三	昭和五十五年五月二日
福庭 医院	境港市相生町一一四	昭和五十五年五月一日
佐古 診療所	西伯郡大山町未長二四三―八	"
浅井 薬局	鳥取市寿町八二五	昭和五十五年五月十二日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	昭和五十五年五月二日
谷口薬局有限会社	倉吉市瀬崎町二七三八―一四	昭和五十五年五月十二日
上林 薬局	東伯郡赤碕町西仲町一三三七	"
渡部 医院	米子市大篠津町四六九四	昭和五十五年四月十六日
藤井 外科医院	米子市奥谷一一五七	昭和五十五年五月八日
足立 内科医院	境港市幸神町二二〇	"
佐々木 歯科医院	鳥取市安長二九五	昭和五十五年五月一日
太田 歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八五二	"
吉井 歯科医院	倉吉市巖城二五七―一	昭和五十五年五月八日

鳥取県告示第四百三十号

江府町から申請のあつた町営土地改良(美用地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年五月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字楠城字神田道ノ上五五八の五、五五六の二
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第四百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字明辺字葛蒲ヶ谷七一三の五から七一三の七まで、七一三の一〇、七一三の一七(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市松上字倉見谷九四一の六、九四一の七(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三四四の三二、一三四四の四一から一三四四の四三まで、一三四四の四八から一三四四の五〇まで、一三四四の五七、一三四四の五九、一三四四の六〇(以上十筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 皆生新田土地区画整理事業

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市皆生字小バイ、字西雁座、字東雁座、字沖河端及び字上野浪新

田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百三十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開發許可の年月日及び番号

昭和五十四年四月二十八日鳥取県指令受都計第四百三十二号

二 開發区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳吉字古川丁場麻蒔、字下五反田及び字上五反田

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市弥生町二六三番地四

有限会社 橋本商事

代表取締役 橋本満義

鳥取県告示第四百三十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十五年六月一日から施行する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表株式会社鳥取銀行の鳥取東支店の項中

鳥取県立積善学園
鳥取県林業試験場

を 鳥取県立積善学園 に改め、同表株式会社鳥取銀行の湖山支店の項

中 鳥取県社会教育研修センター
鳥取県立白兔養護学校 を 鳥取県社会教育研修センター

に改め、同表株式会社鳥取銀行の末恒支店の項中 鳥取市美萩野一丁目

を 鳥取市美萩野一丁目 鳥取県立白兔養護学

校 に改め、同表株式会社鳥取銀行の河原支店の項中 八頭郡河原町大

字河原 を 八頭郡河原町大字河原 鳥取県林業試

験場 に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和五十五年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年五月十九日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 第十二回参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

「鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田八二〇」を

「鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田八二〇
鳥取県立智頭特別養護老人ホーム 八頭郡智頭町大字智頭一九二八番
地」
に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年五月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十五年六月二日(月) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、さざえの採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十五年五月十六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 倉 本 善 正

一 禁止区域

最大高潮時海岸線上東伯郡大栄町東伯町界から真方位三百五十三度四十分の線と同海岸線上西伯郡淀江町米子市界から真方位十三度十分の線との間の海域

二 禁止期間

昭和五十五年六月一日から同月三十日まで

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の12の規定により公告する。

昭和55年5月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和55年8月27日 午前9時から
イ 実技試験 昭和55年8月27日 午後1時30分から

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

- (1) 受験願書の受付期間 昭和55年6月16日から同年7月5日まで(郵送の場合は、昭和55年7月5日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (2) 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(3) 提出書類

ア 受験願書
所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則第33条の3の指定区分ごとに提出すること。

- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの) 1枚
- (4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 3,000円

乙種消防設備士試験 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は、返還しない。

エ その他

(1) 受験願書用紙は、各消防本部(局)、社団法人鳥取県消防設備保守協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】